

自治体基幹業務システムの統一・標準化等にかかる  
特定個人情報保護評価書の再評価の概要

1. 特定個人情報保護評価とは

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成 25 年法律第 27 号)による社会保障・税番号制度(番号制度)の導入に伴い、個人番号をその内容に含む個人情報(特定個人情報)を保有する事務については、特定個人情報を保有するまでに、特定個人情報の保有・利用に伴って生じるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置等を、特定個人情報保護評価書により公表することとされています。

この一連の手続きを「特定個人情報保護評価」と呼び、個人番号法第 27 条に規定されています。

2. 再評価する評価書と理由

評価書名	所管課	再評価する理由
後期高齢者医療制度に関する事務	福祉局国保年金医療課	自治体基幹業務システムの統一・標準化に伴う特定個人情報の保存場所の変更
母子保健に関する事務	こども家庭局家庭支援課	
予防接種に関する事務	健康局保健所保健課	
成人健診に関する事務	健康局保健所保健課	
地方税の賦課徴収に関する事務	行財政局税務部税務課	
児童扶養手当に関する事務	こども家庭局子育て支援課	情報連携する特定個人情報(戸籍関係情報)の追加
児童手当の支給に関する事務	こども家庭局子育て支援課	

3. 評価書の内容

- (1)評価書：全項目評価書
- (2)評価実施機関：神戸市長
- (3)評価書の項目一覧

I. 基本事項

特定個人情報保護評価の対象となる事務の名称及び内容、当該事務において使用する

システムの名称及び機能、当該事務において使用する特定個人情報ファイルの名称及び保有する必要性、等について記載。

## II. 特定個人情報ファイルの概要

特定個人情報ファイルに記録される対象人数・記録される項目・使用者数・特定個人情報ファイルの委託の有無等、特定個人情報保護評価の対象となる事務において取り扱う特定個人情報ファイルの概要を記載。

## III. 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

特定個人情報ファイルを取り扱うプロセス(情報の入手、使用、委託、提供・移転、保管・消去)において想定されるリスクへの対策について記載。

## IV. その他のリスク対策

IIIに記載するリスク対策以外のリスク対策(監査、職員に対する教育・啓発)について記載。

## V. 開示請求、問合せ

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ等について記載。

## VI. 評価実施手続き

市民からの意見の聴取及び第三者点検の方法等について記載。

評価書を更新した際、更新日や更新内容を記載。